

一般社団法人 日本顎関節学会専門医等制度規則

平成 20 年 7 月 25 日社員総会承認

平成 24 年 7 月 13 日社員総会一部改定承認

平成 25 年 7 月 19 日社員総会一部改定承認

平成 28 年 7 月 16 日社員総会一部改定承認

令和 3 年 8 月 30 日社員総会一部改定承認

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本制度は、顎関節症に関連する診断および治療に関する基本的知識、態度および技能を有する歯科医師または医師を涵養すること、さらには顎関節症に関連する専門的知識と診療技術を有する歯科医師または医師を育成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 2 条 前条の目的を達成するために、一般社団法人日本顎関節学会(以下、「本学会」とする)は定款第 3 条の(4)および(5)に基づき、本学会認定医(以下、「認定医」)、認定歯科顎関節症専門医(以下、「専門医」とする)を認定する。

2 本学会は認定医、専門医を育成するために、本学会認定指導医(以下、「指導医」とする)および本学会認定研修機関(以下、「研修機関」とする)を認定する。

3 本学会は本学会専門医等制度(以下、「専門医等制度」とする)実施に必要な事業を行う。

第 2 章 委 員 会

(委員会の設置)

第 3 条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の各委員会を置く。

- 1) 専門医等制度委員会(以下、「制度委員会」とする)
- 2) 専門医等試験委員会(以下、「試験委員会」とする)
- 3) 専門医等認定委員会(以下、「認定委員会」とする)

(組織)

第 4 条 各委員会の構成、委員の任期および選出方法等は、別に定める制度委員会規則による。

(業務)

第 5 条 各委員会は、この規則によって以下の業務を行う。

- 1) 制度委員会は、専門医等制度の運用に関わる事項、専門医等制度規則および専門医等制度施行細則等(以下、「細則」とする)の改定を審議する。
- 2) 認定委員会は、次の業務を行う。
 - (1) 認定医、専門医、指導医、研修機関の資格審査および認定と登録
 - (2) 認定医、専門医、指導医、研修機関の資格更新、資格喪失および認定取消に関する審議
- 3) 試験委員会は、専門医等認定試験(以下、「試験」とする)に関する業務を行う。

第3章 認定医

(資格)

第6条 認定医の資格を申請する者は、次の各号すべてをみたしていなければならない。

- 1) 日本国歯科医師または医師の免許を有する者。
 - 2) 認定医申請時に本学会に継続して2年以上の在籍期間があること。
 - 3) 歯科医師または医師の臨床研修修了登録証取得後、専門医等制度における研修機関において2年以上専門医等制度研修カリキュラムに則った診療および研究に従事すること。また、研修補助施設においては本学会主催の学術講演会(単独開催のもの)を2回、研修機関に所属しない場合は同講演会を3回受講すること。
 - 4) 認定委員会は認定に際して申請書類審査、認定医講習会および筆記試験を行う。また、研修補助施設に所属する場合および研修機関に所属しない場合には、記述試験合格者に3年以内の認定医資格認定用ポスタープレゼンテーションによる口答試験も課す。試験および口頭試問は試験委員会が実施し、同委員会からの結果の答申を受け、可否は認定委員会において出席委員の3分の2以上の賛成により判定し、理事会の議を経て決定する。
- 2 この規則に定めるもののほか、認定医の資格認定等に関し必要な事項は、別に定める細則による。

第4章 専門医

(資格)

第7条 本学会は、次の各号に定める資格すべてに該当する者を専門医として認定する。

- 1) 日本国の歯科医師または医師免許証を有する者。
 - 2) 歯科医師または医師免許登録後、5年以上継続して本学会の正会員である者。
 - 3) 歯科医師または医師の臨床研修修了登録証取得後、研修機関において、本学会の定める研修カリキュラムに従い、通算5年以上の研修を修了した者、あるいはそれに準ずる者。
 - 4) 別に定める所定の実績(研修実績、診療実績および論文業績等)を修めた者。
 - 5) 試験委員会が行う試験に合格した者。
- 2 前項の規定に関わらず、本学会が認める者は専門医の認定を受けることができる。
- 3 本学会の認定医で、次の各号に定める資格いずれかに該当し、第1項に定める要件を満たす者を専門医として認定する。
- 1) 本学会の研修施設、関連研修施設、研修補助施設に所属し、認定医として3年間活動した者。(研修補助施設に在籍(職)した期間がある時は、その在籍(職)期間を6分の5に換算して研修期間に通算すること。)
 - 2) 上記研修施設に所属していないが、研修施設・関連研修施設の指導医と連携し、認定医として4年間活動した者。
- 4 本学会の暫定指導医で第1項に定める要件を満たす者を専門医として認定する。
- 5 この規則に定めるもののほか、専門医の資格認定等に関し必要な事項は、別に定める細則による。

第5章 指導医

(資格)

第8条 本学会は、次の各号に定めるすべてに該当する者を指導医として認定する。

- 1) 本学会の専門医で、顎関節症に関する深い知識と豊富な臨床経験を有する者。
 - 2) 研修機関等における研修指導に従事し、専門医の育成を担当する資質を有する者。
 - 3) 歯科医師または医師免許登録後、10年以上継続して本学会会員である者。
 - 4) 別に定める所定の実績(研修実績、診療実績および論文業績、等)を修めた者。
- 2 前項の規定に関わらず、本学会が認める者は、指導医の認定を受けることができる。
- 3 本学会の専門医で、関連学会の指導医資格を有し、本学会の定める指導医講習会を受講、修了した者は、会員歴が10年に満たなくとも指導医として認定する。
- 4 本学会の暫定指導医で、本学会の専門医として5年以上活動して第1項に定める要件を満たす者を指導医として認定する。
- 5 この規則に定めるもののほか、指導医の資格認定等に関し必要な事項は、別に定める細則による。

第6章 研修カリキュラム

第9条 本制度における研修カリキュラムは、顎関節症に関連する基本的事項から専門的事項までの知識と診療技術を修得し、地域の歯科医師および医師からの要請に応えることができる能力を養成することを目的として編成される。

第10条 研修カリキュラムの内容は以下に定める。

- 1) 顎関節症に関連する基本的および専門的知識と診療技術の研修
 - 2) 生涯研修
 - (1) 学会および研修会等に参加
 - (2) 顎関節症に関連する発表
 - 3) 医療倫理, 医療安全管理, 感染予防対策, および個人情報保護等に関する研修
- 2 この規則に定めるもののほか、研修カリキュラムに関し必要な事項は別に定める。

第7章 研修機関(研修施設、関連研修施設、研修補助施設)

第11条 研修機関に本学会認定研修施設(以下、「研修施設」とする)、本学会認定関連研修施設(以下、「関連研修施設」とする)および本学会認定研修補助施設(以下、研修補助施設)を置く。

(施設の資格)

第12条 本学会は、次の各号に定めるすべてに該当する施設を研修機関(研修施設、関連研修施設、研修補助施設)として認定する。

- 1) 認定医、専門医の研修指導および育成を行う施設であること。
- 2) 顎関節症に関連する診療が、所定の件数以上行われている施設であること。
- 3) 指導医または暫定指導医が1名以上常勤し、前章の研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられていること。
- 4) 研修の実施に必要な設備、図書などを有していること。
- 5) 教育行事の開催が恒常的に行われていること。

- 2 前項の規定に関わらず、本学会が認める施設は、研修機関の認定を受けることができる。
- 3 この規則に定めるもののほか、研修機関の資格認定等に関し必要な事項は、別に定める細則による。

第 8 章 資格の更新

(更新義務)

- 第 13 条 認定医、専門医、指導医、研修機関(研修施設、関連研修施設、研修補助施設)は 5 年毎にその資格を更新しなければならない。
- 2 更新の申請方法、審査ならびに認定方法等については別に定める細則による。

第 9 章 資格の喪失ならびに認定の取消

(事由)

- 第 14 条 認定医、専門医および指導医が次の事項に該当するとき、理事会の議を経て認定を取り消す。
- 1) 正当な理由を付して認定医、専門医および指導医の資格を辞退したとき。
 - 2) 資格の更新を行わなかったとき。
 - 3) 歯科医師または医師の免許を喪失したとき。
 - 4) 本学会会員の資格を喪失したとき。
 - 5) 認定医、専門医および指導医としてふさわしくない行為があったとき。
 - 6) 申請書類等に重大な誤りがあったとき。
- 2 認定委員会は、会員が前項第 5 号または第 6 号に該当するとき、資格喪失の認定前に当該会員に対し、弁明の機会を与えるものとする。
- 3 本条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号および第 6 号に該当する資格の喪失の適否については、認定委員会の議を経なければならない。

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

- 第 15 条 前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に当該認定証を返還しなければならない。
- 2 本学会は当該認定証の返還後、登録を抹消する。

第 10 章 研修機関(研修施設、関連研修施設、研修補助施設)の認定取消

(事由)

- 第 16 条 研修機関が次の事項に該当するとき、認定委員会ならびに理事会の議を経て認定を取り消す。
- 1) 2 年を越えて認定の必要条件を欠いたとき。
 - 2) 資格更新を行わなかったとき。
 - 3) 申請書類等に重大な誤りがあったとき。
 - 4) その他、認定委員会が研修機関としてふさわしくないと判定したとき。
- 2 認定委員会は、研修機関が前項第 3 号または第 4 号に該当する場合、当該施設の代表者に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。
- 3 この規則に定めるもののほか、研修機関の認定取消等については別に定める。

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

第 17 条 前条により認定を取り消された研修機関の代表者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

2 本学会は認定証の返還後、登録を抹消する。

第 11 章 補 則

第 18 条 本規則は、平成 20 年 7 月 25 日から施行する。

第 19 条 本規則の第 3 章から第 6 章の規定は、平成 26 年度以降の申請ならびに更新申請から適用する。

第 20 条 本規則施行後から平成 26 年度までに専門医あるいは指導医の資格を取得しようとする者に対する資格取得の方法等については別に定める。

第 21 条 本規則施行前に専門医あるいは指導医の資格を取得した者に対する資格更新の方法等については、該当者の資格取得年に応じ、理事会の議を経て別に定める。

第 22 条 本規則の改定は、理事会の議を経て社員総会の承認を得なければならない。

第 23 条 有限責任中間法人日本顎関節学会は平成 20 年 12 月 1 日以降、一般社団法人日本顎関節学会と読み替えるものとする。